

小野市成年後見サポート室

認知症の親が、訪問販売でよくわからず契約してしまい、困っています

一人暮らしで、身寄りがいません。将来の財産管理や病気になった時のこと心配です

知的障がいがあります。ヘルパーを利用したいのですが、一人で利用契約の手続きをするのが心配です



その不安、「小野市成年後見サポート室」にご相談ください

市民の皆さんが、認知症や障がいにより判断能力が低下しても、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、令和7年4月1日に「小野市成年後見サポート室」を設置しました。

サポート室では、成年後見制度利用促進の中核機関として、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを行い、家庭裁判所や関係機関・団体等との連携を図ります。

サポート室の内容

- 成年後見制度の普及・啓発
- 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度に関する専門職相談(要予約)
- 成年後見人等への支援



詳しくはこちら
(市ホームページ)

「成年後見制度」とは

「成年後見制度」とは、認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方の財産や権利を法律的に保護し、生活を支援することを目的とした制度です。

支援内容の例

- 預貯金通帳や有価証券などの財産管理
- 生活費の出金や医療費用の支払いなどの金銭管理
- 医療や福祉サービスの手続きや契約
- 借家の契約や自宅の保全などの住居の確保
- 相続や不動産の処分などの法的手続き

申し立てできる方

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など

後見人となる方

配偶者や親族、法律や福祉の専門家、法人など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と判断した人や法人が選ばれます。

小野市成年後見サポート室(小野市高齢介護課)

小野市中島町531 小野市役所内

TEL:0794-63-1060

障がいのある方の専門相談窓口

市障がい者基幹相談支援センター

☎ 63-1098 (平日の9:00~17:00)